平成２６年（フ）第５０３号
兵庫県加古川市東神吉町神吉1041番地の２
債務者　眞井みゆき（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　憲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月17日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３５１号
北海道北斗市七重浜７丁目２番15―104号
債務者　田中　美恵
１　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３７１号
函館市美原２丁目24番２号
債務者　相馬　千春
１　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３７５号
北海道久遠郡せたな町北檜山区東丹羽８番地
債務者　竹内　康晴
１　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４９８８号
大阪府高槻市牧田町５番46―502号、前住所
大阪府吹田市片山町１丁目30番11―203号
債務者　長井　敬子
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９８号
大阪市東住吉区駒川１丁目21番10号、前住所
大阪市東住吉区桑津２丁目６番22号
債務者　駒井三友紀
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３１８号
大阪市淀川区宮原２丁目13番１―504号
債務者　大久保直美
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４５１号
大阪市大正区三軒家東６丁目12番６号
債務者　吉本　香代
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４６０号
大阪府摂津市新在家１丁目５番21号
債務者　江川すみえ
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５２号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目18番30―201号
債務者　久冨　崇平
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７６号
大阪市北区長柄東２丁目５番３―601号
債務者　横田　勝政
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９５号
大阪市東淀川区南江口２丁目９番３―809号
債務者　塩尻二三夫
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６００号
大阪府茨木市玉瀬町42番６号　グリーンシャトー302号、前住所大阪府茨木市新和町10番６号　ＦＬＡＴ34茨木407号
債務者　中野　圭子
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６０８号
大阪府枚方市茄子作北町67番15号
債務者　山口　美季
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７号
大阪市福島区福島８丁目６番19号　ラポルテ301号
債務者　松田　菜月（旧姓武本・谷口）
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８号
岐阜県大垣市木戸町485番地２　アップルコート大垣木戸町106
債務者　辻　　博志
１　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１号
三重県伊勢市小俣町明野1486　コーポアリスＢ203、住民票上の住所三重県度会郡南伊勢町贄浦121番地７
債務者　竹内　　純
１　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係